

「茨城県小規模企業振興条例（案）」への御意見に対する考え方について

- 1 実施期間： 令和4年2月14日（月） から 27日（日） まで
- 2 御意見の件数： 5団体（8件）
- 3 御意見（要旨）と考え方

条項等	御意見（要旨）	考え方
1 前文	<p>○ 茨城県の発展と県民生活の向上ためのいばらき自民党の諸活動に関し、深く敬意を表する。</p> <p>今般の「“茨城県小規模企業振興条例（仮称）”（案）に対する意見募集」について、当法人として三点の意見を述べさせていただく。</p> <p>「今、人口減少や自然災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の影響等により、社会が未曾有の変化とこれまでにない課題に直面している。」との記述がある。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症の影響等により」との一文は、深刻な事態ではあるものの一過の一時的な状況であり、今後一定期間県政運営の基本となる条例の前文としてはふさわしくない。「感染症の世界的大流行等により」との修正を提案する。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>前文を設けるに当たり、本条例案を制定しようとする趣旨や目的、制定に至る背景などについて検討を重ねたものであり、現在案を採用したいと考えております。</p>
2 第2条第2号（定義）	<p>○ 「(2) 小規模企業関係団体 商工会、商工会議所その他の小規模企業に関係する団体をいう。」との記述がある。</p> <p>「(2) 小規模企業関係団体 商工会議所、商工会その他の小規模企業に関係する団体をいう。」と修正することを提案する。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>中小企業・小規模企業に関する各法令や中小企業の振興について規定している本県産業活性化推進条例においても、商工会、商工会議所の順で規定していることを踏まえ、現在案を採用したいと考えております。</p>
3 第5条第3項（小規模企業の努力等）	<p>○ 「3 小規模企業関係団体は、基本理念にのっとり、小規模企業とともに、小規模企業の振興に主体的に取り組むよう努めるものとする。」との記述がある。</p> <p>商工会議所は商工会議所法、商工会は商工会法に則り運営される公益的な団体である。</p> <p>商工会議所法第4条（商工会議所運営の基本原則）には、「2 商工会議所等は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。」と定められており、自治体条例で「小規模企業の振興に主体的に取り組むよう努めるものとする。」との定めとの間で、齟齬が発生する。</p> <p>また、小規模企業の努力等についての条文に、小規模企業関係団体の努力規定を定めることには、無理を感じるところである。</p> <p>「3 小規模企業関係団体は、基本理念にのっとり、小規模企業とともに、小規模企業の振興に主体的に取り組むよう努めるものとする。」との記述を削除することを提案する。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>本規定は、特定の個人や団体の利益に対する寄与を意図するものではなく、小規模企業関係団体における小規模企業の全体的な振興への取組を求めているものです。</p> <p>なお、小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第8条第2項においても同旨の規定があり、参考といたしました。</p> <p>また、「（小規模企業の努力等）」の見出しは、「等」として「小規模企業関係団体の努力」を含んでおります。</p> <p>なお、同法第8条の見出しも同様の表現となっており、参考といたしました。</p> <p>以上を踏まえて検討を重ねたものであり、現在案を採用したいと考えております。</p>

	条項等	御意見（要旨）	考え方
4	第5条第2項 （小規模企業の努力等）	<p>○ 「茨城県小規模企業振興条例（仮称）」（案）に関する意見、要望の件について、先に送付いただいた条例案、拝見した。そのうえで、下記のとおり加筆・修正をお願いしたい。</p> <p>「小規模企業は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に、その地域における他の小規模企業、小規模企業関係団体その他の関係者と連携を図るよう努めるものとする」</p> <p>→「小規模企業は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に、その地域における他の小規模企業と連携を図るとともに、<u>小規模企業関係団体等に加入し、地域経済の活性化に努めるものとする。</u>」</p> <p>（趣旨）</p> <p>○ 旧来より、地域の小規模事業者はその立地を商圈とし、生業を展開するとともに、地域の一住民としても地域の様々な活動に参画し、地域との共存・共栄を図り地域経済発展の一助を成してきた。</p> <p>しかしながら、モータリゼーションの変革や流通大手の台頭、トレンドや生活様式の変化、また数度の好況・不況の波を経て、そうした地域とのつながりに関する意識も変容が見られる。加えて、昨今のITの目覚ましい進展により、商売、事業経営の在り方も加速度的な変化を遂げており、それが一因となって小規模事業者と地域のつながりも希薄化している感は否めないと捉える。</p> <p>小規模事業者は、大・中規模企業と比較して経営体力は非常に脆弱である特性から、他の業種、および地域との結びつき、繋がりを密にすることで持続的経営、発展を遂げることができる。</p> <p>また、納税、雇用機会創出、産業技術や文化の伝承など、多くの面で小規模企業者の地域に与える影響は少なくないことから、共存・共栄を図るためには必要なことと捉えられる。地域の観光資源やイベント等、小規模事業者にとってもビジネスチャンスとしての機会も生まれることから、是非、小規模企業関係団体への加入促進を図っていただきたい。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>小規模企業が、小規模企業関係団体等と連携を図ることは重要であります。本規定の「連携」の形のひとつとして、小規模企業関係団体への加入も含む趣旨で規定しております。</p> <p>また、小規模企業と関係者との連携が、小規模企業の振興のために重要であるとともに、小規模企業の振興によって、地域経済の活性化につながるものと認識しております。</p> <p>以上を踏まえ、検討を重ねたものであり、現在案を採用したいと考えております。</p>
5	第7条 （県民の理解）	<p>○ 第16条において、県は市町村の施策に対して支援に努めることとされており、振興に関する施策は市町村も実施すると想定されております。</p> <p>第6条で関係者の連携を定めていることから、第7条の「県、小規模企業関係団体その他の関係者が行う小規模企業の振興に関する施策」に市町村も追加したほうがよい。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見のとおり、市町村の施策に対する県民の理解と協力は不可欠なものと考えますので、「県、市町村、小規模企業関係団体その他の関係者」に修正いたします。</p>
6	第8条第3項 （振興計画）	<p>○ 振興計画の策定時には小規模企業だけではなく、小規模企業関係団体その他からの意見も反映させられるような形にしたほうがよい。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見のとおり、様々な方面から小規模企業の意見を把握することが重要と考えますので、本条例施行後の具体の取組に反映されるよう、県執行部にお伝えいたします。</p>
7	第16条 （市町村に対する支援等）	<p>○ 「情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。」</p> <p>→「情報の提供その他の必要な支援を講ずるものとする。」</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>市町村や小規模企業関係団体における主体的な取組に対し、必要に応じて、県が協力していくという観点から検討を重ねたものであり、現在案を採用したいと考えております。</p>
8		○ 意見なし	○ 賛同の御意見として受け止めさせていただきます。